

づく前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合においては、前々年分の所得税額)を「について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次項第3号のイにおいて同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に、「147万円」を「56万4,000円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。)があるときは、同項第11号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 措置入院者等が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 措置入院者等が地方税法第292条第1項第11号のイ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号のイに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

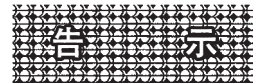
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(次項において「改正後の規則」という。)第2条の規定は、令和元年6月1日以後の診療に係る入院費用負担額から適用する。
- 3 令和元年6月1日において現に入院の措置を受けている者であつて、改正後の規則第2条の規定により新たに費用を徴収されることとなるものの当該入院の措置に係る入院費用負担額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保健・疾病対策課



長野県告示第93号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第11条第1項の規定により、同条例第39条の3第1項及び第2項の規定による申告書の提出期限が令和2年3月16日のものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、その期限を同年4月16日まで延長します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

税務課

長野県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
後藤医院	飯田市伝馬町2-32	令和2年3月1日
長野松代総合病院附属若穂病院	長野市若穂綿内7615-1	令和2年3月1日
脳神経外科A-ONEクリニック	長野市南石堂町1971エーワンシティジアグラ5階	令和2年3月1日
あおい波田薬局	松本市波田5132-4	令和2年3月1日
モリキ大豆島薬局	長野市大豆島4216	令和2年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地
大坂屋薬局湯の脇	諏訪市大和3-5-7
訪問看護ステーションきたしなの	飯山市瑞穂4921

辞退年月日
令和元年12月28日
令和2年2月29日

保健・疾病対策課

長野県告示第96号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び諏訪地域振興局及び松本地域振興局並びに岡谷市役所及び塩尻市役所において縦覧に供します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
八島池駐車場	[区域] 諏訪郡下諏訪町字東保

- 2 変更した事項
事業の規模（拡大）

自然保護課

長野県告示第97号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和元年度の補助金から適用します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

別表第1に次のように加える。

家畜防疫対策緊急支援推進指導事業	一般社団法人長野県畜産会が行う家畜防疫対策緊急支援事業の推進指導に要する経費	知事が定める額
------------------	--	---------

園芸畜産課

長野県告示第98号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長和町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第100号

国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和元年6月28日から令和2年2月21日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第101号

飯綱町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

数値撮影(デジタル)、写真地図作成(デジタルオルソ)

2 作業期間

平成31年4月26日から令和2年3月2日まで

3 作業地域

上水内郡飯綱町

選告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和2年3月12日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

「 池田町総合体育館
池田町多目的研修集会施設
松川村生涯学習センター
松川村生涯学習センター

北安曇郡池田町大字池田3210番地4
" " 大字会染5250
" 松川村5777番地82

池田町選挙管理委員会
"
松川村選挙管理委員会

を

建設政策課

長野県告示第102号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市大字鶴賀緑町1605番地14

2 業務区域の増加の範囲

(1) 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡松川町及び

下伊那郡高森町の全域

(2) 下高井郡及び下水内郡の全域

3 確認検査の業務を行う事務所の所在地

(1) 2の(1)の業務区域 松本市大字島立988番地1

(2) 2の(2)の業務区域 長野市大字鶴賀緑町1605番地14

4 業務区域を増加する年月日

令和2年4月1日

建築住宅課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

1 路線名 飯島飯田線

2 供用を開始する区間

飯田市鼎切石4635番の4地先から

飯田市北方322番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年3月14日

道路管理課

池田町総合体育館	北安曇郡池田町大字池田3210番地4	池田町選挙管理委員会
池田町多目的研修集会施設	〃 〃 大字会染5250	〃
池田町交流センター	〃 〃 大字池田3336番地1	〃
松川村生涯学習センター	〃 松川村5777番地82	松川村選挙管理委員会

に改める。

選挙管理委員会

選告示第3号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和2年3月12日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

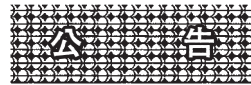
選挙管理委員会

34,873	34,827
317,955	317,666
111,439	111,300
72,156	72,105
46,239	46,191
19,564	19,536
44,275	44,174
13,654	13,630
19,188	19,172
11,796	11,775
18,582	18,559
9,025	9,026
18,275	18,224
7,828	7,810
6,513	6,490
21,634	21,596
18,587	18,578
39,527	39,513
21,134	21,114
8,362	8,345
27,279	27,267
6,907	6,876
22,760	22,725
7,758	7,704
8,739	8,740

別表中

を

に改める。



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び諏訪郡下諏訪町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画道路
3・4・12号赤砂東山田線
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課